

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 市町村の区域ごとの民生委員の定数の一部改正

保険医療機関等の指定

保険医の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良事業の工事の完了

告 示

鳥取県告示第七百六号

昭和四十六年九月鳥取県告示第七百八十三号（市町村の区域ごとの民生委員の定数について）の一部を次のように改正し、昭和六十一年十二月一日から施行する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

倉吉市 一六六人

倉吉市 一五五人

郡家町 二七人

郡家町 二八人

用瀬町 一八人

用瀬町 一七人

佐治村 一五人

佐治村 一二人

智頭町 二九人

智頭町 三〇人

(気高郡)

(気高郡)

気高町 二四人

気高町 二五人

北条町 一七人

北条町 一八人

大栄町 二一人

大栄町 二三人

赤碕町 二五人

赤碕町 二四人

岸本町 一五人

岸本町 一六人

日吉津村 五人

日吉津村 六人

を

を

を

を

を

を

に、

に、

に、

に、

に、

に、

淀江町	一九人	淀江町	二〇人
日南町	三一人	日南町	二九人

を
に、

鳥取県告示第七百七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二條の規定により告示する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
坂口 内科	米子市尾高町一〇二	昭和六十一年七月十五日
福島小児科医院	米子市上福原字大沢一四六三 一及び一四六三一	昭和六十一年七月二十三日
森脇耳鼻咽喉科 医院	倉吉市新町三丁目一〇八一―四	昭和六十一年七月二十二日
森本外科脳神経 外科医院	東伯郡東伯町大字逢東二二一〇	昭和六十一年七月十八日

小川 歯科医院	米子市両三柳四四八一―三	昭和六十一年七月二十五日
齒科吉田医院	米子市和田町一八〇七一	昭和六十一年七月十七日
宮岡 齒科医院	米子市角盤町一丁目一五四	昭和六十一年七月二十七日
有限会社 大村薬局西町店	鳥取市西町三丁目一〇一	昭和六十一年七月十五日

鳥取県告示第七百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九條の規定により告示する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
井上 剛	鳥医第三、四四三号	昭和六十一年七月八日
内藤 威	鳥医第三、四四四号	昭和六十一年七月九日
河崎 雄司	鳥医第三、四四五号	〃

鳥取県告示第七百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
原 田 佳 子	鳥国薬第六〇六号	昭和六十一年六月二十日
漆 原 徹 到	鳥国薬第六〇七号	昭和六十一年七月二日
佐 藤 徹	鳥国医第三、四三八号	昭和六十一年七月三日
中 村 一 彦	鳥国医第三、四三九号	〃
山 本 哲 章	鳥国医第三、四四〇号	〃
那 須 博 司	鳥国医第三、四四一号	〃
奥 田 浩	鳥国医第三、四四二号	〃
井 上 剛	鳥国医第三、四四三号	昭和六十一年七月八日

内 藤 威	鳥国医第三、四四四号	昭和六十一年七月九日
河 崎 雄 司	鳥国医第三、四四五号	〃

鳥取県告示第七百十号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十三年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
樋口歯科医院	倉吉市明治町二丁目四三一	昭和六十一年七月三十日

鳥取県告示第七百十一号

船岡町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業大江地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（

昭和二十四年法律第百九十五号（第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年八月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
西伯町土地改良区	農村総合整備モデル事業西伯（阿賀）地区区画整理	昭和六十一年三月八日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】